

第6次太子町総合計画及び都市計画マスタープラン変更計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

別紙仕様書のとおり

2. 業務の内容

(1) 委託業務名

第6次太子町総合計画及び都市計画マスタープラン変更計画策定業務委託

(2) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月30日までとする。

※債務負担行為に基づく複数年（令和6年度・7年度の2か年）契約とする。

(4) 提案限度額

① 第6次太子町総合計画策定業務

令和6年度：7,381,000円（税込）

令和7年度：9,874,000円（税込）

② 都市計画マスタープラン変更計画策定業務

令和6年度：5,907,000円（税込）

令和7年度：5,978,000円（税込）

(5) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(6) スケジュール

- | | |
|--------------|----------------------------|
| ① 公告（募集の開始） | 令和6年4月15日（月） |
| ② 質問書の受付期間 | 令和6年4月15日（月）から令和6年4月30日（火） |
| ③ 質問に対する回答 | 令和6年5月10日（金）まで |
| ④ 企画提案書の受付期間 | 令和6年5月13日（月）から令和6年5月22日（水） |
| ⑤ 審査結果通知 | 令和6年5月30日（木） |
| ⑥ 契約締結 | 令和6年6月上旬（予定） |

3. 公告

(1) 公告開始日：令和6年4月15日（月）

(2) 公告方法：太子町公式ホームページへの掲載

<https://www.town.taishi.osaka.jp/index.html>

4. 質問と回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおり行うものとする。

(1) 受付期間

令和6年4月15日（月）から令和6年4月30日（火）まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式1）に質問内容を記載し、電子メールにより提出すること。

電子メールの件名は「総計及び都市マस्पロポーザル質問（事業者名）」とすること。

※ 電子メール送信後、確認のため、電話による連絡を行うこと。

(3) 回答方法

令和6年5月10日（金）午後5時までに、随時、町公式ホームページに掲載する。

※ 質問のあった事業者名は公表しない。

(4) 提出先

太子町 政策総務部 秘書政策課

メール：hisyo@town.taishi.osaka.jp

5. 参加手続き等

(1) 提出書類

書類名	様式	備考
① 参加申込書	様式2	
② 業務実績書	様式3	・ 平成31・令和元年度から令和5年度の実績を記載すること
③ 業務実施体制表	様式4	
④ 担当者経歴書	様式5	
⑤ 企画提案書	任意様式	・ A4サイズで作成すること。体裁は、原則としてA4判（A3判の折込みも可）とし、縦横は問わないが横書きとする。枚数は、制限はないが、要点を簡潔にまとめて作成すること。 ・ 仕様書の各項目については、具体的な提案内容を記載すること。 ・ 総括責任者・研究員の変更は、認めない。
⑥ 業務行程表	任意様式	
⑦ 参考見積書	任意様式	・ 2か年度分の積算内訳を記載すること ・ 封入押印すること

(2) 提出部数

① 正本（上記①～⑦）：1部（社名を表記すること）

② 副本（上記①～⑦）：5部（社名等の提案事業者が特定できる記載は全て削除すること）

③ CD-RまたはDVD-R：1枚（上記①～⑦の電子データを格納したもの）

(3) 提出期限

令和6年5月22日（水）午後5時まで（必着）

（4）提出方法

持参または郵送（必着）

※ 郵送の場合は、提出期間内必着とし、特定記録郵便等の配達記録が残る方法によること。

（5）提出先

太子町 政策総務部 秘書政策課

住所：〒583-8580 大阪府南河内郡太子町山田 88 番地（太子町役場3階）

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- （1）太子町入札参加資格者名簿に登録されていること。
- （2）太子町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- （5）過去10か年程度（平成26年度～令和5年度まで）に地方公共団体の「総合計画」及び「都市マスタープラン」の両計画（発注者が異なる場合も可）の策定若しくは改定、又はこれらに類する業務（基礎的な調査のみを除く）の実績があること。
- （6）情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証又はプライバシーマークの付与認定を受けていて、個人情報 の適正管理や情報の流出防止策など、情報セキュリティ対策を十分に講じていること。
- （7）太子町契約からの暴力団排除措置要綱に定める要件に該当していないこと。

7. 審査について

（1）審査方法

提出書類は、本町において提出書類①～⑦により書類選考を実施し、それらを総合的に評価し、優先交渉事業者を選定する。

（2）審査結果の通知

審査の結果は、令和6年5月30日（木）に町公式ホームページにて公表するとともに、各参加事業者に電子メールにより通知する。なお、選定結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

（3）優先交渉事業者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉事業者とし、契約締結に向けて交渉す

る。交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の業者を優先交渉事業者とする。

(4) 契約の締結

町は優先交渉事業者と業務の詳細等を協議の上、見積書を徴取し契約を締結する。

なお、優先交渉事業者に事故があり、見積書の徴取が不可能となった場合、又は優先交渉事業者との協議が整わない場合は次点者と業務の詳細等を協議の上、契約を締結する。

また、原則として、契約金額は提案時に提出された見積金額を超えることはできない。

(5) その他

企画提案書は、具体的な契約交渉を行う優先交渉事業者を選定するためのものであり、業務遂行能力、業務実施方針などを審査するが、提案内容がそのまま契約内容となるものではない。

8. 評価項目

審査基準	詳細	配点	備考
① 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 担当者の数や配置、構成が適切で十分な実施体制となっているか 統括責任者、各分野担当者及びその他担当者の同種業務における実績があるか 	60	
② 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の同種業務及び関連業務における実績があるか 	40	
③ 業務に対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> 町の方針を踏まえた上で、本業務の目的を十分に理解し、関係法令や他の計画にも整合した内容の提案となっているか 	20	
④ 太子町に対する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 町の現状や課題を的確に分析することが可能な調査等を実施することが期待できるか 的確な将来予測に向けた支援が期待できるか 住民参加に係る支援において、有効な手段が期待できるか 町に適した構想や計画の策定に向けた支援が期待できるか 	35	
⑤ 独自提案等	<ul style="list-style-type: none"> 設計書・仕様書等に定めるもの以外に、町の特性に即した、有効な提案等があるか 	25	
⑥ 実施手順	<ul style="list-style-type: none"> 業務遂行に十分な実施体制となっているか 作業工程等が具体的に設定され、その工程は合理的で実施可能なものか 	20	
⑦ 見積額	<ul style="list-style-type: none"> 価格設定は他社と比較して安価であるか 	100	比例配分
見積額評価の算定式	$30 \text{ 点} \times (\text{最低金額} \div \text{その者の提示した金額}) = \text{その者の点数}$		

9. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの実施以外の目的では使用しないものとする。
- (3) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書等の提出後、補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差替え、修正及び再提出は認めない。
- (6) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加停止措置を行うことがある。
- (7) 提出された書類は、返却しないものとする。また、企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に保護された第三者の権利の対象になっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とする。
 - ・優先交渉事業者の特定までの間に参加資格を満たさなくなった場合。
 - ・審査の公平性を害する行為があった場合。
 - ・本要領に規定する提出書類の提出方法、提出先、提出期限を満たさない場合。
 - ・指定する様式及び記載に関する留意事項等が守られていない場合。
 - ・提出書類の記載に虚偽の記載があった場合。
 - ・提出書類に記載すべき事項の全部又は一部の記載が漏れている場合。
- (9) 町はプロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、プロポーザルを延期又は中止することがある。この場合において、提案者は異議を申し立てることはできない。
- (10) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮の上、適宜町が判断する。

10. 辞退

参加申込書等を提出後、本プロポーザルに参加する意思がなくなった場合には、速やかに辞退届（様式6）を提出すること。なお、町が辞退届を受領した時点で、参加資格を失うものとする。

辞退届の提出にあたっては、事前に「11. 事務局」に電話にて連絡の上、持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

11. 事務局

太子町 政策総務部 秘書政策課

住所：大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地（太子町役場3階）

電話：0721-98-5531（直通）

メール：hisyo@town.taishi.osaka.jp